

健総発1216第2号
平成25年12月16日

各 都道府県
指定都市
中核市 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長
(公印省略)

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について

今般、保健衛生施設等に係る災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、平成25年12月9日以降に発生した災害から適用することとしましたので通知いたします。

保健衛生施設等の災害復旧事業に係る実地調査については、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」(昭和59年9月7日蔵計2150)及び「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」(昭和59年9月7日事務連絡227。以下「司計課事務連絡」という。)等により行われているところですが、今般、司計課事務連絡が改正され、保健衛生施設等に係る留意事項は下記のとおりでありますので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、「保健衛生施設等の災害復旧事業に係る事前協議及び実地調査について」(昭和59年9月7日健医企発第16号)については、廃止いたします。

記

暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とすることとなつたこと。

別紙

保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災状況の報告

災害の発生に際しては、管下保健衛生施設等の被害状況((1)施設の種類(2)施設の名称及び所在地(3)構造(4)被災規模及び被害概算額(5)人的被害の状況)、復旧計画等について被災後直ちに確認し、速やかに電話等により当該事業が実施される区域を管轄する地方厚生(支)局(以下「地方厚生(支)局」という。)に報告すること。

2 災害復旧費国庫補助の協議

(1) 協議の対象

- ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。
- イ 災害復旧所要見込額が1件につき80万円以上(感染症指定医療機関、市町村が設置する火葬場及び畜場については40万円以上)であること。

(2) 協議の方法

別紙様式1及び別紙様式2により災害の発生から30日以内に地方厚生(支)局あて各1部提出すること。

3 その他

- (1) 被災後は速やかに施設運営の再開が図れるよう地方厚生(支)局と連絡を密にし、早期復旧に努めること。
- (2) 復旧工事を行うに当たっては、復旧前、復旧後の対象個所の状況等が的確に証明できる写真等の資料を整備し実地調査に支障を生じないように留意すること。

別表

施設名等	施設名
保健衛生施設等	
保健衛生施設	感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村健診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 H I V検査・相談室 地方衛生研究所
原爆医療等施設	原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療施設 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所
精神保健等施設	精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉土養成施設 老人性認知症疾患治療病棟 老人性認知症疾患療養病棟 老人性認知症疾患デイ・ケア施設
食肉衛生検査施設	食肉衛生検査所
エイズ・結核治療施設	結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設（エイズ拠点病院） 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関

医薬分業推進支援施設	医薬分業推進支援センター
血漿採漿センター等施設	血漿分画センター 血漿採漿センター
抗毒素製造施設	抗毒素製造施設
環境衛生施設 火葬場 と畜場	